

平成23年度 沖縄県禁煙施設認定推進制度現況調査報告

(H24.3.13)

1 目的

本県における健康増進法第25条に基づく受動喫煙防止対策を一層推進し、禁煙又は分煙の施設の拡大を図ることを目的とし、平成18年5月31日より沖縄県禁煙施設認定推進制度を適用しているところである。

そこで、すでに認定を受けている施設に対し、沖縄県禁煙施設認定推進制度実施要綱第4条2項及び4項に基づく認定要件の現況調査を行うことで認定要件の充足状況や、課題について把握し、今後の取り組みに資することを目的とする。

2 実施主体

沖縄県福祉保健部 健康増進課、各福祉保健所、中央保健所

3 調査対象

平成19年度、21年度中に認定された施設（平成20、22年度中に新たに上位の認定を受けた施設を除き、平成20年度に認定されたが平成21年度新たに上位の認定を受けた施設を含む）

：127か所（内訳：敷地内完全禁煙認定施設 54か所、施設内完全禁煙施設 72か所、分煙認定施設1か所）

4 実施時期

第1期 平成23年5月下旬～6月

第2期 平成23年9月下旬～10月

第3期 平成24年1月下旬～3月

5 調査方法

(1) 調査票の配布及び回収

県健康増進課から各認定施設あて調査票を郵送する。

各認定施設は、現況を記入し、管轄保健所へFAX又は郵送にて提出する。

(2) 調査票の提出

各保健所は集計表に入力後、調査票（写し）を添えて健康増進課あて提出する。

6 調査項目

施設の現況について

7 調査票の集計と分析

県全体の調査票の集計は健康増進課にて行い、結果は各保健所あて送付する。
なお、施設毎の結果の公表は行わないものとする。

8 調査後の現況確認・指導について

調査の結果、認定要件を満たしていないと推測される施設に対し沖縄県禁煙施設認定推進制度実施要綱第7条に基づく現況確認を行い、必要に応じ指導を行なうものとする。

9 調査結果

(1) 認定要件の現況について

平成19年度・平成21年度に認定された施設127件の内、認定継続は120件(敷地内完全禁煙施設54件、施設内完全禁煙施設66件)であった。認定取り消しは7件(施設内完全禁煙施設6件、分煙施設1件)あった。その理由は、閉店・廃業5件、認定基準を満たさない2件という内訳だった。

1) 敷地内完全禁煙施設について

「問1 施設の状況について」

①施設の出入口での敷地内禁煙の掲示について

集計対象54施設のうち、

掲示がなされていた施設は51件(94.4%)。

掲示がなされていなかった施設は3件(5.6%)。

掲示のない施設における理由として、以下を記入していた。

・設置準備中である。(2件)

・ステッカーが劣化していたため廃棄した。(1件)

設置準備中の施設2件のうち、1件については設置確認が済みであり、ステッカーが劣化したため掲示をしてなかった施設については、新しいステッカーを再交付した。

②敷地内での灰皿の設置について

集計対象54施設全件で灰皿の設置はなかった(0%)。

③敷地内でのタバコの吸い殻について

集計対象54施設のうち、

吸い殻が落ちていない施設は47件(87.0%)

吸い殻が落ちている施設は7件(13.0%)

であった。

吸い殻が落ちている施設の内訳は、学校(1)、医療施設(3)、官公庁(2)、事業所(1)、である。

対策としては、

・敷地内禁煙についての資料配布を継続(事業所・医療機関)

・敷地内禁煙の依頼・周知の徹底(官公庁)

- ・従来、禁煙パトロール、守衛さんによる巡回を行っており今後も継続（医療機関）（官公庁）
 - ・校舎建築のため出入りしている業者へ注意を行っていく（学校）
- との集計があり、「敷地内を定期的に巡回し、敷地内禁煙についての周知・協力依頼を強化する」とまとめることができる。

「問2 タバコ自動販売機の設置の有無について」

集計対象 54 施設全件でタバコ自動販売機の設置はなかった（0.0%）。

2) 施設内完全禁煙施設について

「問1 施設の状況について」

①施設の出入り口での施設内禁煙の掲示について

集計対象（認定取り消し6件を除く）66施設の内、

掲示がある施設は65件（98.5%）、掲示がない施設は官公庁施設の1件（1.5%）であったが、掲示がない施設の今後の対策として「再度掲示する」と記入していた。

②施設内での灰皿の設置状況

集計対象（認定取り消し6件を除く）66施設の内、

灰皿の設置がなかったのは62件（94.0%）であった。

灰皿の設置があったのは4件（6.0%）であった。

灰皿を設置していた4施設の内訳は、官公庁（1）、事業所（1）、飲食店（2）であった。

今後の対策について、飲食店1件は「テラス席での設置により煙の流入なし」と記入があったが、その他の施設については未記入だったため、

- ・軒下に設置された灰皿設置場所を変更
 - ・庭の灰皿の位置を煙が入らないよう端に移動させる
 - ・喫煙者がいる場合ドアは閉める
- などの指導を行なった。

③施設の喫煙可能区域の設置について

喫煙可能区域の設置有りは66施設の内30件（45.5%）、設置なしは36件（54.5%）であった。

喫煙可能区域の設置有りとした施設の内訳は医療機関（2）、飲食店（14）、宿泊施設（1）、官公庁（4）、事業所（5）、その他（4）であった。

④③で設置有りと回答した施設（30件）における「禁煙区域での煙や臭い」について

「禁煙区域において煙が流れ込んできたり、臭いがすることがある」と回答した施設は30施設の内4件(13.0%)で、4施設の内訳は飲食店(2)、官公庁(1)、事業所(1)だった。

煙が入り込んできたり、臭いがすることがある状況として

- ・風向きによって煙が入ってきたり、臭いがすることがある
- ・喫煙場所を特定していない
- ・ドアを開けっ放しのときに煙が入ってくる

などがあった。

今後の対策として、

- ・駐車スペースは禁煙とし、禁煙標示すること
- ・喫煙場所を離れた場所に設置する
- ・庭の灰皿の位置を煙が入らないよう端に移動させる
- ・喫煙者がいる場合はすぐにドアを閉める

などの指導を行ない、認定を継続している。

「問2 タバコ自動販売機の設置の有無について」

①敷地内及び施設内のタバコ自動販売機有無

集計対象（認定取り消し6件を除く）66施設の内、自動販売機の設置がなかったのは63件(95.5%)であった。

自動販売機の設置があったのは事業所、飲食店それぞれで1件、売店にて対面販売を行なっている宿泊施設が1件、計3件(4.5%)の施設でタバコの販売を行なっている。

②購入者への施設内禁煙の周知について

自販機設置、又はタバコ販売有りの施設について、購入者の見えやすいところに施設内が禁煙であることを掲示しており、対面販売の売店については、売店内も禁煙としているとの回答だった。

3) 分煙施設について

集計対象は官公庁施設1件であったが、非喫煙者に向けて、喫煙区域に立ち入ることがないように標示等適切な措置がなされていないこと、禁煙区域において煙が流れ込んできたり、臭いがするとのことから認定基準に満たないと判断し、認定取り消しとなっている。

10 まとめ

平成19年度・21年度に沖縄県禁煙・分煙施設の認定を受けた127施設を対象に、現況調査を実施したところ、5施設が廃業等による認定取り消し、2施設が認定基準を満たしていないため認定取り消しとなり、120施設が認定継続となった。

また、施設内完全禁煙施設のうち3件が敷地内完全禁煙施設への認定区分変更を希望しており、そのうち1件(その他)が認定区分の変更を認められ、残りの2件(官公

庁)については、平成 23 年度 3 月に認定区分変更の予定としている。

認定継続を受けた施設の中には、禁煙の掲示がない施設や、喫煙所からのタバコの煙に対する対策がとられていない施設が見られたが、対策に向けて管轄保健所より指導を行なった。

今回、官公庁施設 2 件が認定取り消しとなっているが、沖縄県禁煙認定施設については、県・市町村関係機関に対しても受動喫煙防止の重要性について再認識を促すと共に、タバコの害、受動喫煙防止対策について県民の理解や協力などを得てタバコ対策をより充実していくことが必要である。平成 24 年度には、分煙施設の認定区分を廃止し、全県的な受動喫煙防止に向けて更なる取り組みの強化を行なっていく。